

大口町告示第27号

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年大口町告示第65号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、この要綱による耐震診断員の派遣を受けた直近の診断が平成26年3月31日以前の旧基準木造住宅については、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(適用の除外) 第8条 この要綱により耐震診断員の派遣を受けた旧基準木造住宅については、再びこの要綱の規定に基づく申請をすることができない。 <u>ただし、この要綱による耐震診断員の派遣を受けた直近の診断が平成26年3月31日以前の旧基準木造住宅については、この限りではない。</u>	(適用の除外) 第8条 この要綱により耐震診断員の派遣を受けた旧基準木造住宅については、再びこの要綱の規定に基づく申請をすることができない。